

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	NTT東日本株式会社 千葉県千葉市中央区富士見一丁目12番17号 ネクストサイト千葉ビル7階
工事等の名称	第二期千葉県自治体情報セキュリティクラウド賃貸借
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	11,190,432円
工事等の概要	千葉県自治体情報セキュリティクラウドの賃貸借
随意契約の理由	千葉県及び本市を含む県内自治体により共同利用する第二期千葉県自治体SCは令和4年度10月からの稼働に伴い、共同利用の参加団体等で構成される千葉県電子自治体共同運営協議会自治体情報セキュリティ部会（以下、「セキュリティ部会」という。）において「第二期自治体セキュリティクラウドサービス提供業務総合評価委員会」（以下、「総合評価委員会」という。）が設置され、同委員会の総合評価方式による一般競争入札により、システムの業者選定が行われた。 審査結果については、東日本電信電話株式会社（現：NTT 東日本株式会社）が選定され、令和4年3月25日付け千電協第86号により通知されている。 本市は、セキュリティ部会の会員団体であり、利用予定団体代表として「総合評価委員会」の審査委員として、選定における評価、採点および承認をしており、このことについては、同委員会及び同部会において、承認を得たものである。

	また、千葉県自治体情報セキュリティクラウドは、コスト総額を各自治体の人口で按分することにより、契約金額を算出している。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、NTT 東日本株式会社を相手方として随意契約することが、適法かつ妥当であると思料する。 また、松戸市財務規則第138条第1項第1号を適用し、1者のみから見積書を徴するものとする。
--	---